

障害者手帳の交付を受けるには

（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

（岡田民福祉課 福祉係） ☎ 52・5810

それぞれの手帳の交付申請手続きについてお知らせします。

■身体障害者手帳とは？

身体障害者手帳は、身体に永続する障害（身体障害者福祉法に定められた程度以上）がある場合に、申請に基づいて県知事から交付されます。交付を受けることによって、税法上の優遇措置が受けられるほか様々な福祉サービスなどの対象となります。また、手帳の有無に関わらず、障害の程度によっては障害年金の受給対象となります。（保険料の納付要件があります。）

交付の対象となる範囲は身体障害者福祉法で定められており、①視覚障害、②聴覚障害、③平衡機能障害、④音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害、⑤肢体不自由、⑥心臓機能障害、⑦じん臓機能障害、⑧呼吸器機能障害、⑨ぼうこうまたは直腸の機能障害、⑩小腸機能障害、⑪免疫機能障害、⑫肝臓機能障害が永続する人です。

身体障害者手帳はその障害の程度に応じて1級から6級があります。

■身体障害者手帳の交付申請手続きは？

(1) 申請受付

身体障害者手帳の申請は、町民福祉課福祉係（1階④窓口）で受付します。

◇申請に必要な書類

- ① 身体障害者手帳交付申請書
- ② 指定医師が作成した診断書・意見書
- ※ 指定医師以外が作成した診断書・意見書は無効

- ③ 写真2枚（縦4cm×横3cm、無帽正面上半身）

④ 印鑑

- (2) 身体障害者手帳の交付
町で申請を受けた後、県の判定機関で手帳が発行され、町を経由してお渡します。



障害者手帳の交付を受けた人、保護者の人へ

障害者手帳をお持ちの人は、次のような場合、必ず手続きをしてください。

- ① 新たな障害が加わったり、障害の程度が変わったとき
- ② 障害がなくなったとき
- ③ 住所、氏名が変わったとき
- ④ 保護者が変わったとき
- ⑤ 障害者本人が死亡したとき
- ⑥ 手帳の期限が切れるとき（有効期限がある場合）

手帳は紛失したり、棄損したりしないように大切に保管してください。万が一、紛失や棄損したときは、再交付の手続きを行ってください。（新規同様申請が必要ですが、診断書の添付はいりません。）障害を有しなくなったときまたは死亡されたときは、手帳を町に返還してください。

『2014やまぐち未来の科学の夢絵画展』で優秀賞を受賞されました！

11月16日(日)に一般社団法人山口県発明協会が主催する「2014やまぐち未来の科学の夢絵画展」において山口県児童センターで表彰式が行われ、田布施町少年少女発明クラブの中谷姉妹が揃って優秀賞を受賞しました。この絵画展は、「こんなものがあっていいな」という子どもたちの豊かな創造力を育てる展覧会です。



「不思議な壁紙ボード」
東田布施小4年 中谷歩美



「気持ちカメラ」
東田布施小6年 中谷希美

